

快適な暮らしを支えます

より安心して暮らす 上下水道を目指して

上下水道局では、皆さんの快適な生活を支えるため、水道水の安定した供給と、良好な水環境の整備に努めています。ここでは水道水の水質検査と下水道施設の維持管理などについてお知らせします。問合せは各担当課へ。

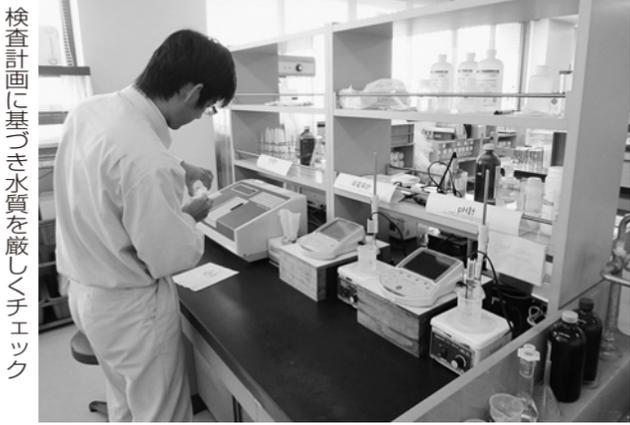
安全な水道水のために

平成26年度水質検査計画

上下水道局は、水質検査計画に基づき、水源から家庭の蛇口まで厳しい水質管理を行い、皆さんに安全な水道水をお届けしています。水質検査計画は、定期的に行う水質検査の項目・採水地点・頻度などを定めたものです。問合せは水質試験所(0798・74・6623)へ。

水質検査の項目

法律で検査を義務付けられた水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目(※1)や市が独自に設定した項目も含め最大197項目の検査を行います。



検査計画に基づき水質を厳しくチェック

水質基準項目は平成26年度に「亜硝酸態窒素」(※

2)が追加され、全51項目になっています。

(※1)水質管理目標設定項目:水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目(農薬類など)(※2)亜硝酸態窒素:窒素肥料、生活排水、下水などの混入によって河川水で検出されることもあり、酸素欠乏症を引き起こす可能性がある

水質検査の採水地点・頻度

市では、鳴尾・丸山の各浄水場で浄水処理した水のほか、阪神水道企業団・兵庫県水道から購入した水道水を供給しており、それぞれ水源から蛇口までの各段階で採水地点を設定しています。

浄水場の井戸や貯水池など11カ所および市内の蛇口13カ所で採水した水は、その性質に応じて必要な検査項目を毎月または3カ月ごとに検査します。また、市内12カ所の配水管末水質監視装置では、色度、濁度および残留塩素について24時間監視します。

下水道管 マンホール蓋

老朽化対策 着実に実施



上下水道局は現在、老朽化した下水道管の「長寿命化工事」を行っています。この工事では、管の内面に樹脂などの材料を貼り付けて硬化させる工法を採用し、下水道管としての機能を回復させ、寿命を引き延ばします(左図参照)。

マンホールの中から施工するため、道路を掘削して下水道管を入れ替える従来の工法と比べて道路の交通規制を最小限に抑え、工期も短くすることができ、工事は、老朽化した下水道管が多く埋設

貸付・助成・免除など 行っています

●水道工事費の貸付・助成●

赤水が出たり水の出が悪い古い鋼管や鉛管の取り替え工事には、貸付・助成制度があります。問合せは給水装置課(0798・32・2230)へ。

【貸付制度】配水管分岐部から蛇口までの標準工事費を貸付。30万円以内。無利子。20カ月以内の元金均等月賦償還

【助成制度】配水管分岐部から水道メーター宅地内側約30米までの標準工事費の2分の1を助成。10万円以内

●基本料金の免除●

上下水道の基本料金を免除する制度があります。対象により申請窓口が異なります。問合せは上下水道局電話受付センター(左下囲み記事参照)へ。

【対象・申請方法】身体障害者手帳1・2級か療育手帳Aを持っている人が在宅している家庭または身体障害者手帳3級と療育手帳B1の両方を持っている人が在宅している家庭…「水道ご使用量等のお知らせ」、身体障害者手帳、療育手帳、印鑑を持参し、障害福祉課(市役所本庁舎1階)へ。家族介護慰労金を受給している家庭…「水道ご使用量等のお知らせ」、印鑑を持参し、高齢福祉課(市役所本庁舎1階)へ

●斑状歯の検診・治療の受付●

上下水道局は、斑(はん)状歯の認定検診と治療の受付を行っています。対象者や治療方法には一定の基準があり、認定検診・治療には所定の手続きが必要です。希望者は歯科受診前に上下水道総務課(0798・32・2233)へ問合せを。

正しく使おう 下水道

Q&Aで疑問を解決!



下水道は正しく使わなければ、故障する恐れがあります。正しい使い方をQ&A形式で紹介いたします。

Q:下水道には何を流してもいいのですか?

A:油類は下水道の大敵です。下水道管の詰まりや、火災の原因になるため、新聞紙などに吸収させるか固形化させて、燃えるごみとして処分してください。また、ティッシュペーパーや紙おむつ、残飯などの水に溶けないものは流さないでください。

Q:洗濯機の排水をベランダの雨樋(とい)へ接続するなどの工事を自分で行っていいのですか?

A:排水設備の工事は、市の指定業者でなければ行うことができません。誤った工事を行うと、悪臭や河川などの水質汚濁の原因になるため、ご注意ください。

Q:台所の排水口にデイスポ

ーザー(生ごみ粉碎装置)を設置してもいいのですか?

A:詰まり、悪臭などの原因になるため、デイスポーターは設置できません。単体では設置しないでください。※排水処理槽を設けたデイスポーター排水処理システムであれば、設置できるものがあります

Q:排水管が詰まってしまったのですが?

A:家庭のトイレや台所、風呂などの排水管は皆さんの財産ですので、詰まった時の清掃などの維持管理は皆さんに行ってもらうことになりました。業者に依頼する場合は、市の指定業者へお問い合わせください。業者一覧は市のホームページ(くらしの情報)水道・下水道(指定給水装置・排水設備工事業者)をご覧ください。

Q:排水口から悪臭がするのですが?

A:トイレや流し台、洗面所には防臭柵(ます)という装置が設置されています。防臭柵に水をためるにより下水道管からの悪臭や害虫の侵入を防止しています。構造上、ごみや油がたまりやすく、詰まりや悪臭などの原因になるため、定期的に点検・清掃してください。

Q:市が家庭を訪問して、下水道管の清掃や点検をすることはありますか?

A:ありません。最近、市の職員や市から委託された業者を装って、下水道管の清掃や点検などを勧める悪質な訪問販売や電話勧誘が相次いでいますので、ご注意ください。不審に思ったら身分証の提示を求めるか、上下水道局電話受付センター(左下囲み記事参照)または消費生活センター(0798・64・0999)へお問い合わせください。

上下水道局電話受付センター

上下水道の使用開始・中止の申込、漏水修繕などの問合せ

0798・32・2201
0797・61・1703
078・904・2481

【受付時間】午前8時45分～午後8時(土・日曜、祝日は5時半まで)